

これでは再審請求も困難です

死刑確定囚と外部の交流

死刑について考えてみませんか

東京拘置所のそばで死刑について考える会（そばの会）

このかん呼びかけている一月二四日の「死刑執行に終止符を！ 死刑廃止を願う市民集会」には元冤罪死刑囚の免田栄さん、赤堀政夫さんにも登壇していただく予定です。

最高裁で死刑判決が確定したあと、再審請求によって冤罪が晴れた人は戦後四人います。

免田さんは一九四八年の事件で五一年に死刑判決が確定したあと、八三年に再審で無罪が認められ、三四年ぶりに釈放されました。赤堀さんは一九五四年の事件で六〇年に死刑判決が確定したあと、八九年にやっと再審無罪になったのでした。

それは昔の事件で、当時は科学的な捜査もなければ裁判もいかげんだったから起こった冤罪事件で、今はそんなことはないだろう……と思う人が多いことと思います。私たちもそうであってほしいと思います。

☆☆☆

しかし、冤罪によって処刑される危険はむしろ今のほうが高いのではないかと懸念される根拠があります。

冤罪事件が次々と明らかになりつつあった一九六三年、法務省は死刑確定囚と外部との交流を絶つようにする通達を出しました。それまで、監獄法の規定により、未決囚の処遇に準じ、多くの友人や支援者と面会や文通を重ねていた死刑確定囚はそれ以来、相手がじょじょに制限されていき、今では、ごく一部の親族としか交流ができなくなりました。

免田さんにしろ赤堀さんにしろ、無実・無罪を信じる多くの支援者との交流によって、長い死刑確定囚としての時期を耐え、再審も何度も棄却された後に、ようやく雪冤を果たせたのでした。

今、冤罪を訴える死刑確定囚の声自体が社会に届かなくなっています。

一般市民が冤罪事件のことを知って、その死刑確定囚に激励の手紙を書いても届きません。「再審や獄中生活にかかる費用のたしにしてください」とカンパを送っても、送り返されてしまいます。ジャーナリストによる取材のための面会は死刑囚に限らず未決の時期から許されていません。免田さんは房内に膨大な裁判資料を置いて再審に取組みましたが、現在では所持できる資料も著しく制限されています。

冤罪がなくなったのではなく、冤罪が明るみに出なくなった、というほうがむしろ正しいのではないのでしょうか。

☆☆☆

こうした状況を憂い、東京拘置所在監の死刑囚と獄外の市民とが、差し入れた現金すら不許可となったことを問題として裁判で争っています。しかし、東京拘置所は、死刑囚が裁判所に出廷することも、拘置所内で行なわれる出張尋問への獄外原告の参加も認めようとはしません。このような死刑囚処遇は再審への道を閉ざすものであり、司法への信頼を損うものです。

多くの皆さんに、二四日の集会に足を運んでいただき直接免田さんらの声に耳を傾けていただきたいと思います。